

多様な緑が市民をつなぐ 地球環境都市かわさきへ

～川崎市緑の基本計画の改定について～

川崎市では、1995年に当時の都市緑地保全法（現都市緑地法）に位置付けられた緑地の保全及び緑化の推進に関する方針をまとめた「緑の基本計画」を策定し、この計画に基づき様々な施策を展開しながら一定の成果をあげてきました。

しかしながら、策定から10数年が経ち、少子高齢化、地球環境への関心の高まりなど緑の基本計画を取り巻く社会情勢が大きく変化していることや整合を図る必要のある国の新たな政策や市の総合計画などの上位計画が策定されたことから、それらに適合するために計画を改定する必要が生じました。

このような状況を受け、市では新たな緑の保全及び緑化の推進施策の検討等を行い、2008年3月に「川崎市緑の基本計画」を改定しました。

川崎市では、将来像の実現に向けて、緑の保全及び緑化の推進に努めてまいります。



川崎市緑の基本計画の概要

◎基本理念 「多様な緑が市民をつなぐ 地球環境都市かわさきへ」

様々な主体が協働・連携し、市民が活動できる機会と場を確保するとともに、緑と水のネットワークの形成を図り、川崎市の財産である自然的環境資源を次世代に継承し、緑の将来像を実現する「地球環境都市」を目指します。

◎5つの将来像

基本理念のもと、3つの基本的な視点（協働・地球環境都市への飛躍・質の向上）を設定し、5つの緑の将来像を描いています。

◎5つの基本方針

緑の将来像の実現に向け、その将来像と相対するように5つの基本方針を設定し、様々な主体との協働により、緑の保全、創出、育成をすすめます。

◎リーディング事業^{*1}

基本方針を推進するために、その牽引役となるリーディング事業を設定しています。

◎緑の施策目標^{*2}（施策展開によって10年後に想定される緑の量）

基本方針の実現を目指すために「行政が主体的に取り組む緑のインフラの保全と創出」、「市民・事業者等が主体的に取り組む地域緑化の促進」、「水辺地空間の維持」などに区分し、計画期間内におけるそれぞれの緑の施策目標を示しています。

◎50の基本施策と132の主な取り組み

基本施策とそれを支える主な取り組みを示しており、これらは社会情勢をはじめ、地域の実情、地権者の事情市民活動団体等の意向などを踏まえ、最も適している取り組みを選択しながら取り組みます。

※1 リーディング事業

- 緑のボランティア活動の推進
- 緑のボランティアセンター機能の充実
- 樹林地の保全
- 多摩川プランの推進
- 新たな緑地保全施策に向けた検討
- 大規模公園緑地の整備推進
- 緑化推進重点地区（候補地）における緑化推進
- 多様な手法による緑化の推進
- （仮称）かわさき臨海の森づくりの促進
- 市民による緑化の推進



緑のボランティア活動の推進



樹林地の保全

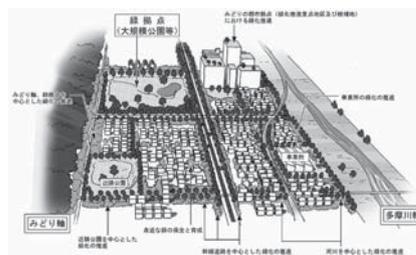
※2 緑の施策目標

- 「行政が主体的に取り組む緑のインフラの保全と創出」 1,620ha（現況）⇒約1,820ha（目標）
- 「市民・事業者等が主体的に取り組む地域緑化の促進」 370ha（現況）⇒約600ha（目標）
- 水辺地空間の維持 約1,980ha

●「川崎市緑の基本計画」を推進するために ～緑の実施計画の策定～

「緑の実施計画」は、「川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例第9条」に規定する本市独自の制度で、「緑の基本計画」に示された5つの基本方針と緑の施策目標を着実に実行していくためのアクションプログラムとその推進管理を示すもので、2008年3月に策定いたしました。

この実施計画は、川崎市の総合計画である新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」の第2期実行計画に整合させ、2008年度から2010年度までの3ヶ年を計画期間としています。



地域ぐるみによる緑化推進のイメージ

ホームページ：<http://www.city.kawasaki.jp/30/30ryokuk/home/index.html>